

令和8年2月17日

精華町議会

議長 岡本 篤 様

木津川市精華町環境施設組合議会

議員 山下 芳一

徳田 貴仁

坪井 久行

令和8年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会の報告

日時 2月16日(月)午前9時30分～10時30分

場所 環境の森センター・きづがわ 会議室3-2

議題 議案第1号 木津川市精華町環境施設組合行政手続条例の一部改正について
第15条第3項 デジタル社会形成基本法等の一部改正に伴い、不利益処
分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における公示の方法を改
める。

《全員賛成可決》

議案第2号 令和8年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算について

歳入 (単位; 千円)

前年度比較

1. 分担金及び負担金	731,897	31,814
2. 使用料及び手数料	193,073	10,024
3. 財産収入	2,658	2,010
4. 繰入金	34,200	△45,000
5. 繰越金	3,000	0
6. 諸収入	29,087	△3,903

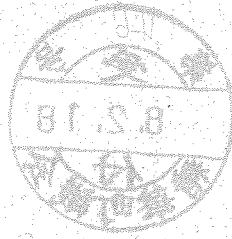
合計 993,915 △5,055

歳出

1. 議会費	800	△80
2. 総務費	104,353	△9,001
3. 衛生費	842,026	4,133
4. 公債費	45,736	△107
5. 予備費	1,000	0

合計 993,915 △5,055

《全員賛成可決》



発議第1号 木津川市精華町環境施設組合議会会議規則の一部改正について

【提案理由】議場における品位の保持を図るため、議場に入る議員や説明員が持ち込むことのできない携帯品等について具体例を示す。

【改正内容】第103条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。但し、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって、議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りではない。

《全員賛成可決》